

港区感染症予防計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）（概要）

策定の背景と目的

【背景】

国は、新型コロナウイルス感染症対応において、医療提供体制のひっ迫、行動制限の実施等、既存の感染症対応では想定されなかった状況が多発していた状況を踏まえ、令和4年12月に感染症法の改正を行いました。

これにより国の基本指針が改正され、基本指針に基づく都道府県の予防計画の記載事項の充実化を図るとともに、保健所設置市・特別区において、新たに予防計画の策定が義務付けられました。

そこで区では、国の基本指針、東京都感染症予防計画に即し、区の実情を踏まえた項目（下記）等を記載した、新たな感染症対策における総合計画として、「港区感染症予防計画」を策定します。

【目的】

感染症の予防及び感染症への迅速かつ的確な対応ができることを基本とし、過剰な行動制限とならないよう人に権へ十分配慮した上で、主体的かつ機動的に感染症対策に取り組むことを目的とします。

港区感染症予防計画の構成

第1章 港区感染症予防計画の位置付け

第2章 基本的な考え方

第3章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

第4章 検査の実施体制及び検査能力の向上

第5章 患者の移送のための体制確保

第6章 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

第7章 人材の養成及び資質の向上

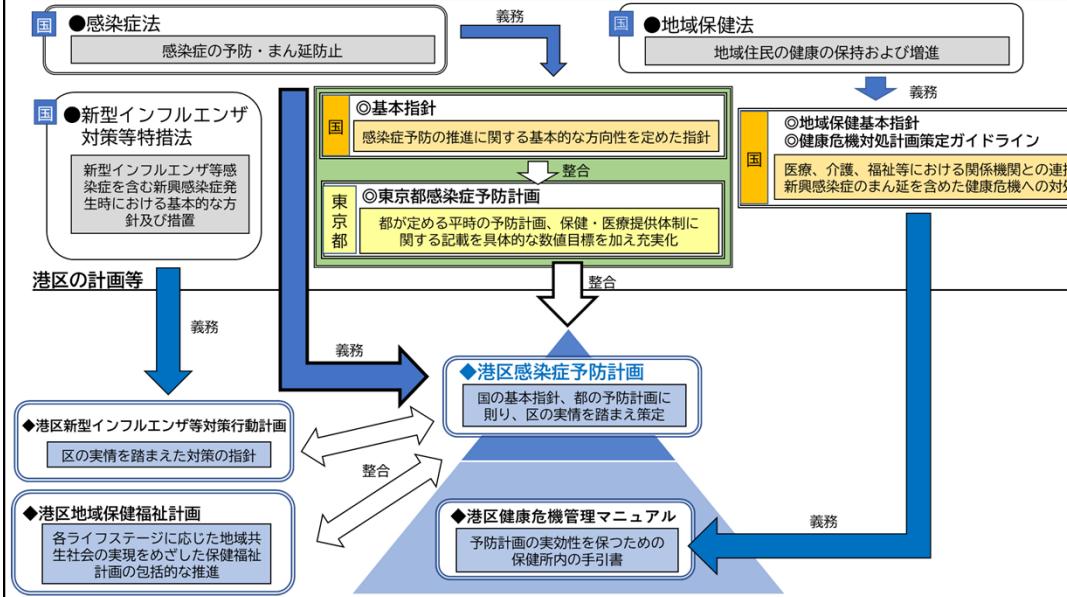
第8章 保健所の体制確保

第9章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査の実施・医療提供

第10章 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

港区感染症予防計画とその他の関連計画との相関図、計画期間（第1章）

国・東京都の計画等



【国・東京都の計画との整合性】

国の基本指針及び東京都感染症予防計画に即した内容とします。

【区の他計画との整合性】

「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「港区地域保健福祉計画」との整合性を図ります。

【港区健康危機管理マニュアルとの整合性】

感染症危機発生時に速やかに対応できるよう、港区感染症予防計画に対応させる形で、マニュアルを改訂します。

【計画期間】

令和6年度～令和11年度の6年間

※感染症法第9条第3項基本指針の見直しに関する基準（6年）に則ります。
※その他、必要に応じて、適宜見直します。

港区感染症予防計画のポイント

基本的な構成は各自治体において共通したものですが、

夜間人口を大きく上回る昼間人口
→他自治体への移管や集団感染に対する調査等のための人員確保

多くの外国人来訪者の存在
→多言語対応の体制整備、大使館等関係施設との連携

都内有数の宿泊施設数
→移送の体制整備、従事者への情報提供

等といった港区の実情を踏まえ、次のような独自の数値目標・記載項目を設けています。

数値目標の設定（①検査：第4章、②研修・訓練：第7章、③人員確保目標：第8章）

①検査の実施能力及び検査機器の数に関する目標

検査体制の段階	PCR検査の実施能力	検査機器の確保台数※
フェーズ1	80件／日	4台
フェーズ2	160件／日	4台

フェーズ1：感染症流行初期に公的検査機関のみで検査を行う段階（概ね発生～6か月を想定）
フェーズ2：民間検査機関で十分量の検査が可能になった段階（概ね発生後6か月以降を想定）の2段階で算出しています。

→検査需要に応じて、関係機関と連携を深め、検査実施能力を拡充します。

※既に港区衛生試験所内に配備済

②保健所職員等の研修・訓練回数目標

有事の際を想定した保健所職員や外部の専門職などに対する研修及び訓練を年1回以上実施します。

医療職の専門研修の受講及び医療職以外の職員に対するeラーニングなどを含めた所内研修、医療機関やIHEAT要員※として登録された外部の専門職に対する研修を実施し、地域としての感染症対応力を強化します。

※IHEAT：アイヒート、保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

③保健所の感染症対応業務を行う人員確保目標

流行状況の段階	保健所の人員確保数	即応可能なIHEAT要員
①流行初期（発生～1か月）	128人	0人
②流行初期（1か月～3か月）	155人	18人
③流行初期以降（3か月～6か月）	202人	18人

応援職員や人材派遣職員等、新型コロナウイルス感染症対応時の人員体制の実績値を基に、当時の長時間勤務などを考慮した理想値を数値目標として算出しています。人員確保のため、平時から関係課との協議や支援体制の整備に努めます。

港区独自の記載項目

（①MICC：第2章、第3章 ②検疫所などとの連携：第3章、第9章、第10章 ③外国人、大使館対応：第10章）

①みなと地域感染制御協議会（MICC：ミック）との連携

区独自の協議会として

- ・年4回以上のカンファレンスの開催
- ・年1回の感染対策訓練の実施
- 地域の感染症対応力の向上

②検疫所や出入国在留管理庁、宿泊施設との連携

東京都感染症連携協議会や港区感染症対策協議会での連携
→事前の連絡体制の構築、役割分担の確認

③外国人、大使館対応

- ・大使館等との連携
- ・事前の多言語通訳の仕組みを構築
- ・外国语が堪能なスタッフの配置
- ・外国人が利用するアプリの導入
- 感染拡大防止や医療提供体制の整備